平成２３年５月１２日

各　　位

会　社　名　　株式会社秋田銀行
代表者名　　取締役頭取　藤原清悦
（コード番号　８３４３　東証第一部）
問合せ先　　常務取締役経営企画部長兼広報室長
新谷明弘
（ＴＥＬ．０１８－８６３－１２１２）

「従業員持株会信託型 ESOP」の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 22 日開催の取締役会において、「従業員持株会信託型 ESOP」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたが、平成 23 年 5 月 12 日開催の取締役会においてその詳細を決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本制度の導入趣旨

当行は、当行従業員に対して業績向上へのインセンティブを付与し、経営への参画意識を高めることにより、当行の企業価値の向上をはかるべく本制度を導入いたします。

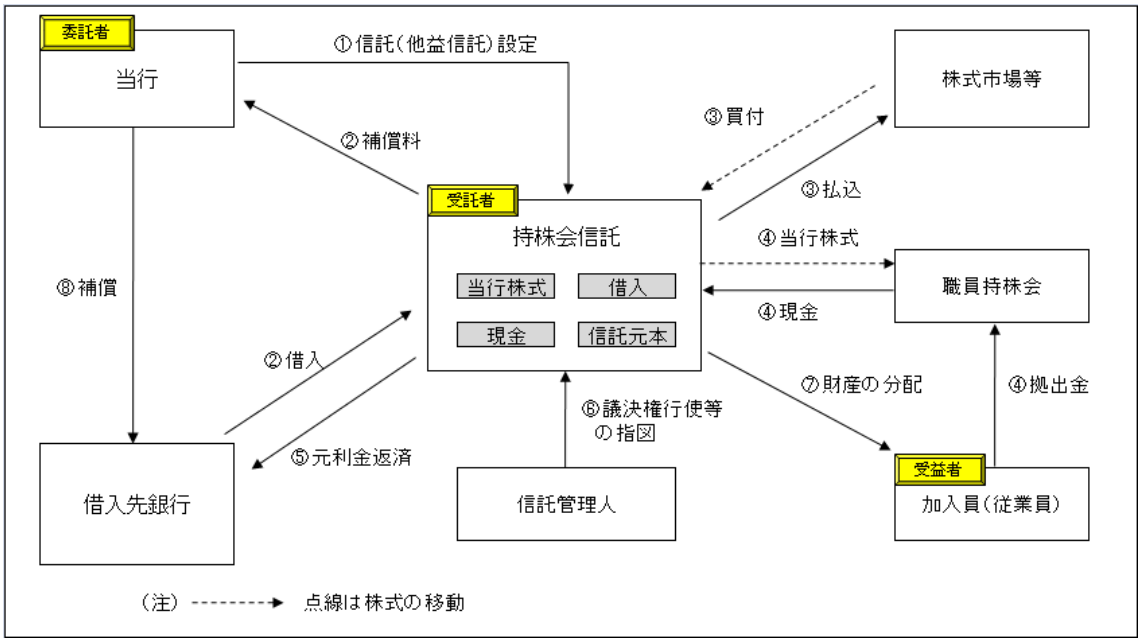
２．本制度の概要

本制度は、「秋田銀行職員持株会」（以下、「持株会」）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当行が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」）を設定し、持株会信託は今後 4 年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。その後、持株会信託は持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。持株会に対する当行株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当行は、持株会信託が当行株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当行株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当行が銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

３．本制度の仕組み



①当行は、信託契約において定められた一定の要件を充足する持株会の会員を受益者として持株会信託を設定します。

②持株会信託は、借入先銀行から当行株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に際しては、当行、持株会信託及び借入先銀行の三者間で補償契約を締結します。当行は当該補償契約に基づき持株会信託の借入について補償を行い、その対価として補償料を持株会信託から受け取ります。

③持株会信託は、持株会が今後 4 年間にわたり取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。

④持株会信託は、信託期間を通じ、持株会の株式取得に際して、保有する当行株式を時価で売却します。

⑤持株会信託は、持株会への当行株式の売却により得た株式売却代金、保有株式に対する配当金等を原資として、借入先銀行からの借入の元利金返済に充当します。

⑥信託期間を通じ、受益者のために選任された信託管理人が、持株会信託内の当行株式の議決権行使、その他の信託財産管理の指図を行います。

⑦上記⑤による借入金の返済後に持株会信託内に残余財産がある場合には、信託契約において予め定められた受益者要件を充足する持株会の会員に対して分配されます。

⑧持株会信託内の残余財産を処分後に持株会信託に借入債務が残存する場合には、上記②の補償契約に基づき、当行が残存債務を弁済します。

なお、本制度において受託者となる住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

４．持株会信託の概要

(1) 委託者　　当行

(2) 受託者　　住友信託銀行株式会社
（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

(3) 受益者　　持株会の会員のうち受益者要件を充足する者

(4) 信託契約日　平成 23 月 5 月 13 日

(5) 信託の期間　平成 23 年 5 月 13 日～平成 27 年 6 月 30 日（予定）

(6) 信託の目的　持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

５．　持株会信託による当行株式の取得の内容

(1) 取得する株式の種類　　当行普通株式

(2) 株式の取得価格の総額　896,634 千円

(3) 株式の取得期間　　平成 23 年 5 月 13 日から平成 23 年 6 月 15 日

(4) 株式の取得方法　　取引所市場（ToSTNeT を含む）より当行株式を取得する予定です。

以　上